

別表3 料金

3-1 設計確認審査料金

税抜金額（カッコ内は税込金額）、単位：円

	審査条件		設計確認審査料金	
			仕様規定	性能規定
一戸建ての住宅／併用の住宅の住宅部分	単独審査		40,000 (44,000)	50,000 (55,000)
	併願審査	設計住宅性能評価 長期優良住宅認定 低炭素認定 性能向上計画認定 BELS	20,000 (22,000)	
共同住宅・長屋	単独審査		100,000 (110,000) +2,000 (2,200) /戸	
	併願審査	設計住宅性能評価 長期優良住宅認定 低炭素認定 性能向上計画認定 BELS	30,000 (33,000) +1,000 (1,100) /戸	

<別表3-1 注意事項>

- ※1 併願審査の場合の料金適用は、併願審査の対象業務と同じ計算内容であって、同じ窓口と同時に提出される場合に限る。
- ※2 設計変更確認申請の料金は、設計確認申請で適用された料金の10分の5の額とする。ただし、次の場合は3-1記載の料金を適用する。
- ①直前の設計確認申請を他機関で受けている場合
 - ②計算方法を変更して申請する場合
- ※3 設計確認書及び設計変更確認書の再交付の料金は、一通につき5,000円（税込5,500円）とする。

3-2 工事完了検査料金

税抜金額（カッコ内は税込金額）、単位：円

	検査条件		工事完了検査料金
一戸建ての住宅／併用 住宅の住宅部分	単独検査		35,000 (38,500)
	併願検査	建設住宅性能評価 (5-1 のみ)	20,000 (22,000)
		建設住宅性能評価 (5-1 及び 5-2)	12,000 (13,200)
共同住宅・長屋	単独検査		50,000 (55,000) + 2,000 (2,200) / 戸
	併願検査	建設住宅性能評価 (5-1 のみ)	30,000 (33,000) + 1,000 (1,100) / 戸
		建設住宅性能評価 (5-1 及び 5-2)	20,000 (22,000) + 1,000 (1,100) / 戸

<別表 3-2 注意事項>

- ※1 建設住宅性能評価 (5-1) 及び同 (5-2) は、それぞれ住宅性能評価制度における断熱等性能等級、一次エネルギー消費量等級をいう。
- ※2 併願検査の場合の料金適用は、併願検査の対象業務と同じ内容であって、検査を同時に行う場合に限る。
- ※3 共同住宅・長屋における併願検査料金の適用は、全住戸を建設住宅性能評価の対象とする場合に限る。
- ※4 申請に係る住宅が島しょに存する場合で、施工関連の図書の審査をもって検査を実施する場合は 3-2 記載の単独検査料金を適用する。なお、現地にて検査を実施する場合には、3-2 記載の料金とは別に出張費を徴収する。
- ※5 設計確認書又は変更設計確認書を他機関から交付されている場合は、3-2 記載の料金に E R I に設計確認審査の単独審査申請がなされた場合に適用される料金を加算する。
- ※6 認証書の再交付の料金は、一通につき 5,000 円（税込 5,500 円）とする。